

報告記



日本公認会計士協会 主任研究員

せきかわ ただし

関川 正

日本公認会計士協会 研究員

みはら たけとし

三原 武俊



グローバル会計・監査フォーラム「公認会計士監査の変革のとき～品質による競争の時代へ」報告



去る2017年3月23日、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）ホールにおいて、国際会計士連盟（IFAC）会長及びCEOを招き、監査の信頼性の確保と監査品質の向上に向けて、グローバル会計・監査フォーラム「公認会計士監査の変革のとき～品質による競争の時代へ」が開催された。IFACの会長、CEOのほか、当協会の会長、副会長など、監査の変革に関する当協会の施策に直接携わる役員が登場し、当協会の取組みについて包括的な説明が行われ、盛会裏に終了した。

本稿においては、フォーラムに参加することができなかった方々のため、そして、参加した方々のフォーラムでの議論の振り返りの一助とするために、各演者の議論を報告する。

1 オープニング

開催に先立ち、当協会の関根愛子会長より、本フォーラムを監査の信頼性確保と品質向上のマイルストーンとし、公認会計士監査のさらなる変革への取組みに向けた有意義なものとしてほしい旨の挨拶があった。

2 財務報告のサプライチェーンにおけるステークホルダー・監査人の果たす役割

最初に、Fayezul Choudhury IFAC CEOが、「財務報告のサプライチェーンにおけるステークホルダー・監査人の果たす役割」の題目で、監査の品質に関して包括的な観点から講演した。その内容について、以下、報告する。



Fayezul Choudhury氏

財務報告の目的は、会社の業績を投資家などに情報提供することである。財務報告の作成から監査までの一連の流れは、財務報告のサプライチェーンと表現できる。

財務報告のサプライチェーンの最初の要素は会社による財務情報の作成であり、主要な責任は会社にある。ここで重要なことは、会社の財務情報作成担当者に十分な会計知識があるか、取締役会はどういった事象やリスクを財務報告に記載するかについて十分なディスカッションを行ったか、適格な権限を持つ監査委員会等のガバナンス機関が、会社の財務情報作成プロセスが十分であるか確かめたかといったことである。そして、それらを経たのち、はじめてサプライチェーンの次の要素である監査の問題となる。

私たち監査人の最終的な目標は、投資家へ質の高い情報の伝達を確保することにある。私たちは、そのために監査の質を高めるだけでなく、投資家、規制当局も含めた幅広い議論に参加し、場合によっては彼らを啓蒙し、広く議論を促進していかなければならない。日本公認会計士協会はそのことを理解し、包括的なアプローチをとり、様々な議論に参加してきている。その意味で世界は日本から学べる可能性があると考えている。

3 公認会計士監査の変革のとき

続いて、関根会長が、「総論：公認会計士監査の変革のとき」の題目で、当協会の取組みについて講演した。その内容について、以下、報告する。

公認会計士監査は、財務情報に信頼を付与することにより、企業の適正な経済活動を支え、日本経済の持続的な成



関根愛子氏

長の前提となる、極めて重要なインフラである。そのため、公認会計士監査の信頼回復、向上が非常に重要であると認識している。私たち監査人1人ひとりがこの課題に真摯に取り組まなければならない。当協会は、自主規制団体として、これを後押しし、全力を挙げて取り組んでいる。一方で、その取組みは1人よがりであってはならず、市場関係者が幅広く議論を行い取りまとめた「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を真摯に受け止め、対応しなければならない。本日は、この提言を踏まえた当協会の対応状況の全体像を、5つの点に分けて紹介したい。

(1) 監査法人のマネジメントの強化

公認会計士法上、監査法人は、最低5人の公認会計士が出資して設立する相互監視を想定した制度となっていると考えられる。しかし実際には、出資する公認会計士(社員)が数百人を超える、規模の大きな監査法人も出現しており、そうした大規模な監査法人においては、公認会計士法が当初想定していた社員間の相互監視の実現は、現実的に困難である。そこで、大規模な監査法人の組織運営を念頭に、適切なマネジメントとガバナンスを担保するため、監査法人のガバナンス・コードが議論されている。すべての監査法人は、監査法人のガバナンス・コードを適用するか否かにかかわらず、それぞ

れの組織とその規模に合った形で自らのマネジメントとガバナンスの在り方を見つめ直し、対応をしていく必要がある。当協会は、各監査法人のそのような取組みを後押ししたいと考えている。

(2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

監査業界外部からも監査業務が理解できるように、そして、外部からの意見を聞き我々自身も改善が図れるように、監査の透明性について次の4つの点を議論している。1つ目は、監査法人の運営の透明化である。これは、前述の監査法人のガバナンス・コードにも関連し、監査法人のガバナンス情報を開示することで促進できると考える。2つ目は、監査報告書の透明化である(次の住田清芽常務理事の講演の報告と関連するため、本稿では詳細は割愛する)。3つ目は、監査人の交代時における開示の充実である。従来、企業による交代理由の開示は「任期満了により交代」という紋切型が多いことから、このような問題提起がされている。当協会では、実態把握のために交代前後の監査人に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、開示の充実を促す方策を検討している。4つ目は、品質管理レビュー報告書の改善である(次の鈴木昌治副会長の講演の報告と関連するため、本稿では詳細は割愛する)。

(3) 企業不正を見抜く力の向上

具体的な取組みとして、まず、不正事例の研修を必須化した。不正の識別には、公認会計士個人が勘所を身に付け、職業的懐疑心を発揮し監査業務に臨むことが重要である。リアリティのある不正事例の研修を行うことで、不正の現場を疑似体験し、不正を見抜く力の向上を企図している。さらに、監査法人と力量向

上に向けた意見交換会を実施し、その取組みを紹介し、支援するなどの施策を進めている。

(4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言では、監査法人の独立性の確保の徹底を目的に、監査法人のローテーション制度について、金融庁による調査・分析がなされるべきとの提言もあった。しかしながら我が国においては、パートナー・ローテーション制度が既に導入されており、監査の実務に大きな影響を与えたという実感もある。監査法人のローテーション制度の検討は、それでは不十分という声も踏まえてのことと思われるが、そうであれば、不十分な点はどのような点か、それが監査法人のローテーション制度により解決されるものかも、監査法人のローテーション制度のメリット、デメリットや実務上の懸念とともに検討する必要がある。当協会では、プロジェクト・チームを設置し、パートナー・ローテーションの効果を検証するとともに、監査法人のローテーションに関する議論に対して必要となる対応を検討している。

また、当協会の自主規制の強化も提言されており、品質管理レビューの実効性向上策として、レビューアーの増員を行い、体制を強化している。加えて、さらなる実効性向上のため、被レビュー事務所との意見交換を通じた課題の把握を行っている。さらに、「品質管理レビューを中心とした自主規制のあり方研究会」を設置し、アンケート調査等を行い、自主規制機能の課題の把握と検討を行っている。

(5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

高品質な会計監査を実施するために

は、環境の整備も重要である。そのためにはまず、監査役等と監査人の連携を強化するとともに、適切な監査時間、監査報酬を確保する必要があることから、監査時間・報酬に関する実態調査を行った。また、実効的な内部統制確保のために、内部統制報告制度の課題について調査を行う予定である。さらに、3月22日のフォーラム(本誌26頁参照)でも取り上げたITやAIの活用に関して、IT委員会に「未来の監査専門委員会」を設置し、研究を進めているところである。

4 監査法人のガバナンス・コードに込められた公認会計士監査に対する社会の期待

監査基準・品質管理基準担当の住田常務理事が、「監査法人のガバナンス・コードに込められた公認会計士監査に対する社会の期待」の題目で、監査法人のガバナンス・コードに関し、その背景と当協会がこれをどのように捉えているかを講演した。その内容について、以下、報告する。



住田清芽氏

監査法人のガバナンス・コードと、次話す監査報告書の長文化の両者に共通するキーワードは、透明性の向上である。どの世界においても専門家に任せておけ

ば大丈夫という、無条件の信頼が通用しなくなっている。監査の世界においても、監査法人もみずからの経営体制について説明し、また、個々の監査業務についても、どのような点に注目して監査を行ったかについて説明していく責任がある、ということになってきた。

監査法人のガバナンス・コードの最終的な目的は、監査品質の継続的な向上である。監査法人のガバナンス・コードの趣旨は、具体的に次の3点を通じて、監査に対する社会の信頼を中長期的に保持し、最終的には監査法人の持続可能性の確保に資すると整理できる。第1は監査品質の維持及び継続的な改善、第2に監査法人全体のレピュテーションの維持及び信頼性の向上、第3に監査法人が被監査会社の監査役等、あるいは株主等の財務報告に関するステークホルダーに対して、説明責任を果たしていくということである。監査法人のガバナンス・コードは、公認会計士法が想定する社員の相互監視によるガバナンスが現実的には難しい大手監査法人を対象に、社員の中から経営機関と監督・評価機関の構成員を選び、相互監視に代わる組織をつくる必要があることを明確に、法令ではなく、コードという形で自主的な取組みを促している。監査法人のガバナンス・コードは、①監査品質を重視した組織文化の確立、徹底、②そうした組織文化を根付かせるための実効的な経営機関の設置、③当該経営機関の運用状況をモニタリングする監督・評価機関を設け、その中に独立性を有する第三者、外部者の知見を活用すること、④そうした組織文化の中で業務の運営をすること、⑤説明責任を履行することという5原則からなる。この中で新しい要素は、独立性を

有する第三者の知見の活用と、監査役等や監査報告書の利用者との対話という点である。利用者に対話を行うことで、監査人は監査が利用者のために行われているという原点に、常に戻ることにつながる。そしてそれが、監査品質の向上につながるかと考えている。

5 監査報告書の長文化(透明化)

休憩をはさみ、引き続き、住田常務理事が「監査報告書の長文化(透明化)」について、関連する国際監査基準(ISA)の内容と、先行して実施されている英国の事例について講演した。その内容を、以下、報告する。

現行の監査報告書は、最終的に、監査対象の財務諸表が適正か否かという総合意見に、監査の結果を集約する方式であり、長い歴史がある。国際監査・保証基準審議会(IAASB)の検討でも、この総合意見を表明する形式は非常に有用であると結論付けられており、このスタイルは今後も維持される。一方で、会計上の見積りの財務諸表における重要性の増加など近年の財務報告の複雑化や金融危機等を背景に、監査人の適正意見が付いていたとしても必ずしも財務諸表が信頼できるとは限らないという、監査に対する不信感が財務諸表の利用者の間に広まった。このため、主な受益者である利用者を意識した、記載情報の拡充を含む監査報告書のモデルチェンジが検討された。IAASBの検討で確認されたこのモデルチェンジの目的を一言でいうと、監査報告書のコミュニケーション価値と目的適合性の向上である。

改正プロジェクトの結論は、監査報告書に新たに監査上の主要な事項(Key

Audit Matter:以下「KAM」という。)を記載することであり、これを監査報告書の長文化と表現している。ISAではKAMは、「監査人の職業的専門家としての判断において、当年度の財務諸表監査で特に重要な事項」と定義されている。KAMは、経営者が財務諸表、あるいはほかの手段で開示する内容を監査人が代わって開示するものではなく、監査意見における除外事項や強調事項を代替するものでもなく、個別の監査意見を述べるものでもない。KAMの決定プロセスは、①監査人から監査役等へ重要事項として報告した内容から、②特に監査上注意を払った事項、その中でも特に重要な事項という絞込みをして、決定するようになっている。

KAMの目的とする監査の透明性の向上を通じて、財務諸表利用者の反応を監査人が間接的に認識するようになり、監査人が財務諸表利用者をあらためて意識することで、監査の信頼性の向上と財務報告の質の向上につながっていくと考えている。また、監査役等とコミュニケーションを行った重要な事項からKAMを選択するため、監査人、監査役等の統治責任者と財務報告作成者(経営者)の三者間でのディスカッションが深まり、それが財務報告の質の向上につながることも、KAMの大きな便益の1つと考えられる。また、逆にこの三者間でのコミュニケーションの深化とリスク認識の共有が、KAMを成功裏に導入するためには不可欠と考えている。

6 品質管理レビュー制度の現状と課題への対応

続いて、鈴木副会長が、「品質管理レビュー制度の現状と課題への対応」の

題目で講演した。その内容について、以下、報告する。



鈴木昌治氏

(1) 当協会の自主規制の全体像

自主規制団体としての当協会の役割は、監査の質と包括的な公認会計士の質の維持向上を図ることにある。当協会が実施する自主規制活動は、品質管理レビューのみならず、個別の監査業務において懸念事項があれば、監査業務審査会や綱紀審査会で検討し、さらに監査に関する基準や倫理規則の制定、CPE制度の運用にも及んでいる。そういった当協会の活動全体が自主規制機能である。

(2) 品質管理レビュー制度の現状

品質管理レビュー制度では、まず、監査法人の品質管理システムが適切に整備されているかどうかを確認し、次に、それが実際に正しく運用されているか確認している。具体的には、監査事務所の社員・職員へのヒアリングや、個別の監査業務のサンプリング調査を行っている。品質管理レビューの性格は指導及び監督であり、監査チームの問題点の摘発や監査人の懲戒を目的とするものではない。品質管理レビュー制度は約20年前に指導的教育的性格という形で始まったが、社会からの期待等の変化に鑑み、現在の指導及び監督という位置付けに変わった。

(3) 上場会社監査事務所登録制度の概略

上場会社監査事務所登録制度は、上場会社を監査している事務所、監査法人を当協会の名簿に登録する制度である。名簿には、監査事務所名や監査事務所の品質の管理規定等が記載され、当協会のホームページから閲覧することができる。現在、約140の監査事務所が登録している。

(4) 品質管理レビューと公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) の検査の関係

当協会の品質管理レビューとCPAAOBの検査の関係は、当協会の実施した品質管理レビューが適切に行われているかどうかをCPAAOBがモニタリングするという関係にある。当協会のレビューは、毎年150程度の事務所を対象にしており、CPAAOBの検査対象事務所は、年間10から15程度である。

(5) 現状の課題

現在認識している主な課題は2つある。1つは監査事務所に対する品質管理レビューによる監査の品質チェックの実効性を、より一層向上させること、もう1つは、監査の品質管理に対する関係者の理解を深めるために、品質管理レビューの透明性を高めることである。品質管理レビューの結果は、品質管理委員会の年次報告書として公表しているが、一層の情報開示を期待する声もある。また、当協会の自主規制全体の在り方を研究するために、大学の先生や弁護士も含めた研究会を組成し、アンケート調査などを実施し、監査の品質に関する問題点と対応策の検討をしている。

7 我が国における開示・監査制度の一元化

次に、山田治彦副会長が、「我が国における開示・監査制度の一元化」について、当協会における取組みと政府での検討状況について講演した。その内容について、以下、報告する。



山田治彦氏

当協会では2014年5月にこの問題に関するプロジェクトチームを設置し、2015年11月に「開示・監査制度の在り方に関する提言—会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察—」を公表した。主要な提言は3点ある。①会社法と金商法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである、②各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1か月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである、③決算日後3か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである、というものである。当協会としては、諸外国と比較した観点からも会社法監査と金商法監査を1つにするとともに、会社法の監査報告書を発行する時期を現在より遅らせ、財務諸表の作成と監査の両方に十分な期間を確保することが必要と

主張している。また、現在は監査対象外である決算短信の情報が、実質的に監査済の数値と同じであるという前提で議案検討等に利用されていると考えられるが、そのために監査人が決算短信をチェックし、監査期間が逼迫している実態があるのではないかとすることを危惧している。なお、東京証券取引所による決算短信等の簡素化が行われ、決算短信に監査等が不要であることがより明確化されたことから、当協会としては、十分な監査期間の確保のためにも、作成者、監査人の双方が明確に決算短信に監査が不要であることを認識することが重要と考えている。

政府においては、2015年に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進等の観点から、会社法、金商法、上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について検討を行い、結論を得る方針が示された。さらに同改訂2016では、開示内容のさらなる制度的な共通化の具体的な進め方について結論を得ることが示された。これを受け、内閣府の有識者会議である未来投資会議では開示制度の「一体的開示」、すなわち、会社法と金商法の開示の「共通化」に重きを置いて議論が進められている。当協会としては、目標はあくまでも「一元化」であるが、共通化の議論が進めば、最終的に当協会が主張する「一元化」へ議論が進んでいくことを期待している。

8 我が国の監査品質の向上に向けての取組み状況に対する期待

最後に、Rachel Grimes IFAC会長より、閉会メッセージ、「我が国の監査品質の向上に向けての取組み状況に対する期待」をご講演いただいた。講演では、我々はプロフェッションとして自主性を持ち、情報開示を進め透明性を高めることが重要である点が強調された。最後

に、IFACは今後も当協会の取組みをサポートし、連帯していくことを大変楽しみに思っていると述べられた。



Rachel Grimes氏

*必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J 0 3 0 4 1 3

 研修コード 3 1 0 1

履修単位 1単位